

公益財団法人草加市スポーツ協会スポーツ表彰規程

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人草加市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第3条の目的を達成するため、草加市の体育・スポーツの振興に貢献し、その功績顕著な者と、競技会等で優秀な成績を収めた者又は団体に対し、スポーツ賞を贈りその栄誉をたたえるために必要な事項を定めることを目的とする。

(スポーツ賞の種類)

第2条 スポーツ賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ栄光賞
- (3) スポーツ優秀選手賞

(選考の基準)

第3条 スポーツ賞は、草加市に在住・在勤・在校者を対象とし、各賞の選考基準は次のとおりとする。

(1) スポーツ功労賞（毎年3名以内）

- ①協会又は加盟団体、その他体育関係団体の役員を10年以上務め尽力した者で、草加市の体育・スポーツの振興に貢献が顕著である者
- ②草加市の体育・スポーツの振興に協力し、優れた指導者として10年以上尽力した者で、他の模範となる者
- ③地域社会又は職場において、体育・スポーツの発展に寄与した者

(2) スポーツ栄光賞

- ①オリンピック競技大会、国際大会、全国大会において活躍し、他の模範と認められる者で、次の条件に該当する個人又は団体
ア．オリンピック競技大会及びそれに準ずる国際大会に出場した者
イ．予選大会等を通して全国大会に出場し、優勝した者

(3) スポーツ優秀選手賞

- ①競技大会等において特に優秀な成績を収め、他の模範と認められる者で、次の条件に該当する個人又は団体
ア．国際大会に出場した者
イ．埼玉県代表として関東大会で入賞、又は全国大会に出場した者
ウ．埼玉県大会に出場し、優勝した者

(該当者の申請)

第4条 スポーツ賞の該当者については、次の様式に記載して申請する。

- (1) スポーツ功労賞 候補者申請書（第1号様式）
- (2) スポーツ栄光賞 個人又は団体候補者申請書（第2号様式）

(3) スポーツ優秀選手賞 個人又は団体候補者申請書(第3号様式)

(4) その他該当者がある場合は、理事会において推薦する。

(表彰者の選考)

第5条 前条により申請された者については、競技委員会で表彰者の原案を作成し、理事会において決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、年度末3月の第1土曜日とする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の同意を得て変更することができる。

附 則

1 この規程は、公益財団法人草加市スポーツ協会の設立登記の日から施行する。

2 財団法人草加市スポーツ協会スポーツ表彰規程は、この規程の施行日をもって廃止する。